

# ユーロ・ボンド・ポート

追加型投信／海外／債券

## DIAMアセットマネジメント

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

<委託会社>[ファンドの運用の指図を行う者]

DIAMアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号/関東財務局長(金商)第324号

<受託会社>[ファンドの財産の保管および管理を行う者]

株式会社りそな銀行

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は下記委託会社への照会先までお問い合わせください。投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページで閲覧できる他、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。

また、本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。

委託会社への照会先

【コールセンター】0120-506-860 (受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

【ホームページ】<http://www.diam.co.jp/>

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替 ヘッジ
追加型	海外	債券	債券 公債	年4回	欧州	あり (適時ヘッジ)

※上記の分類は、社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づき記載しております。  
商品分類および属性区分の定義については、投資信託協会ホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)にてご確認ください。

<委託会社の情報>	
委託会社名	DIAMアセットマネジメント株式会社
設立年月日	1985年7月1日
資本金	20億円
運用する投資信託財産の 合計純資産総額	4兆287億円
	(2011年9月30日現在)

- 「ユーロ・ボンド・ポート」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2011年12月26日に関東財務局長に提出しており、2011年12月27日にその効力が発生しております。
- 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法に基づき受託会社の固有財産等との分別管理等がされています。
- 販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、前記の委託会社への照会先までお問い合わせください。
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

# 1. ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

当ファンドは、インカム・ゲインの確保およびキャピタル・ゲインの獲得により信託財産の成長をはかることを目的として運用を行います。

## ファンドの特色

### 1 ユーロ建債券および英ポンド建債券に分散投資します。

ユーロ建債券および英ポンド建債券に分散投資し、インカム・ゲインの確保とキャピタル・ゲインの獲得をめざして運用を行います。

- シティグループ欧州世界国債インデックス(円ベース)\*をベンチマークとします。
- 運用にあたってはDIAM International Ltdの運用アドバイス・情報を参考にします。
- 円高時の損失を限定すべく、必要に応じて弾力的に為替ヘッジを行います。また、対円で為替ヘッジのほかユーロと英ポンド相互間の為替リスクを調整するための為替取引を行う場合があります。

※指数の著作権等

シティグループ欧州世界国債インデックス(円ベース)に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はシティグループ・グローバル・マーケッツ・インクに帰属します。

### 2 高格付(AA-格相当以上)の債券に限定して投資します。

投資対象債券はS&P社またはMoody's社より長期債でAA-、Aa3以上、短期債ではA1またはPrime-1の格付を有するものに限定します。

		【短期債】		【長期債】		
信用力が高い	投資適格債	Moody's	S&P	Moody's	S&P	
↑ ↓	↑ ↓	Prime-1	A1	Aaa	AAA	ドイツ、フランス、オランダ、 フィンランド、スペイン など
		Prime-2	A2	Aa	AA	
		Prime-3	A3	A	A	
		—	B	Baa	BBB	
		—	C	Ba	BB	
		—	D	B	B	
		—		Caa	CCC	
		—		Ca	CC	
		—		C	C	
		—			D	

※2011年9月30日時点  
※ **■**の中が投資対象となります。  
※1つの格付内で、平均以上、平均あるいは平均以下の等級を設けるため、S&P社はプラス(+)、あるいはマイナス(-)、Moody's社は1,2,3を付加しています。  
(出所:S&P社及びMoody's社よりDIAM作成)

### 3 3ヵ月毎に決算を行い、収益を分配することをめざします。

#### 分配方針

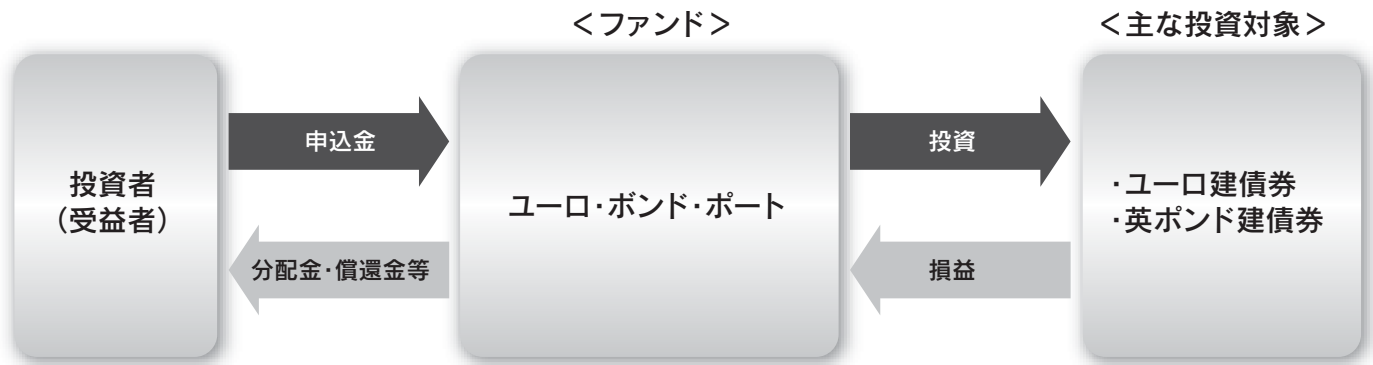
3ヵ月毎(3月、6月、9月および12月の各26日。休業日の場合は翌営業日。)に決算を行い、原則として基準価額水準にかかわらず利子・配当等収益を分配することをめざします。

- ・将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ・分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

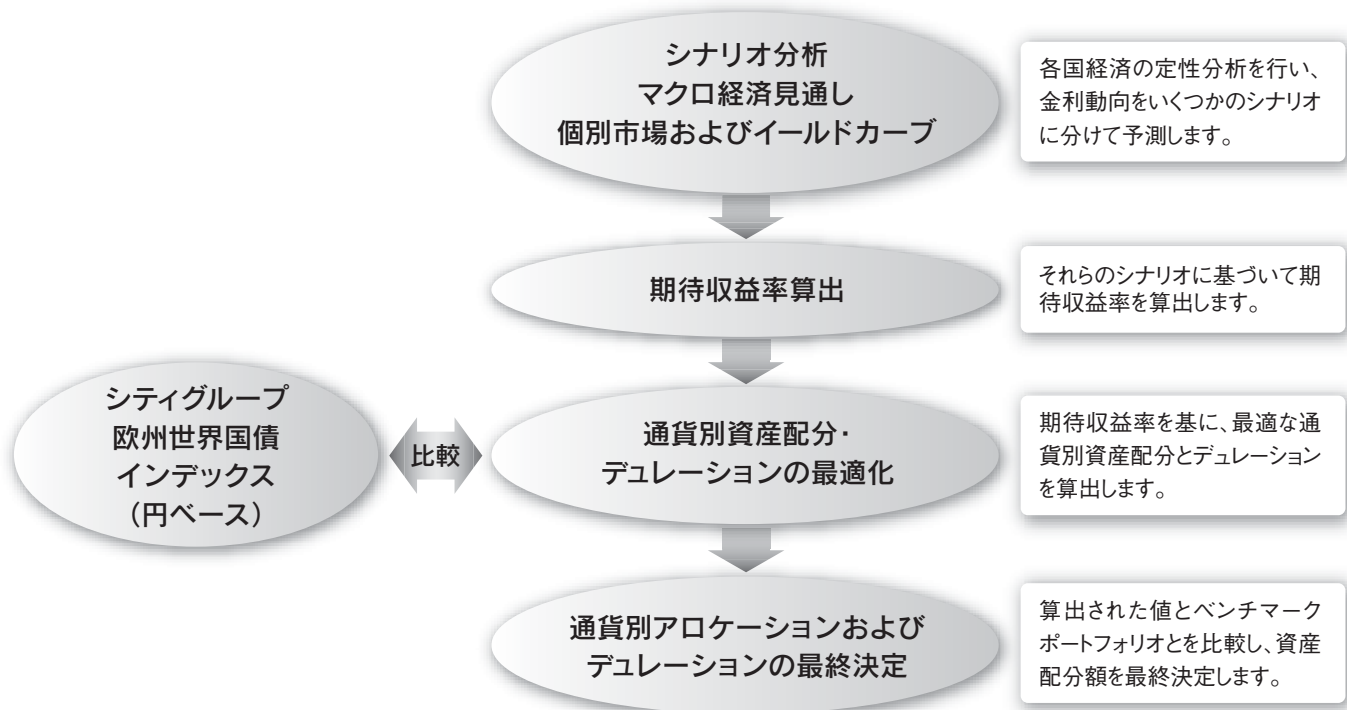
資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

# 1. ファンドの目的・特色

## ファンドの仕組み



## 運用プロセス



## 主な投資制限

- ① 株式への投資は、転換社債の転換、新株予約権の行使および社債権者割当等により取得するものに限り、株式(株式投資信託証券を含みます)への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ② 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③ 同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④ 同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 外貨建資産への投資には、制限を設けません。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

## 2. 投資リスク

当ファンドの基準価額は、ファンドに組入れられる有価証券の値動きのほか、為替変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資者の皆さまに帰属します。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

### 基準価額の変動要因

※基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。

#### ●為替リスク

為替リスクとは、外国為替相場の変動により外貨建資産の価格が変動するリスクをいいます。一般に外国為替相場が対円で下落(円高)になった場合には、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。したがって、外貨建資産が現地通貨建てでは値上がりしている場合でも、当該通貨の為替相場の対円での下落(円高)度合いによっては、当該資産の円ベースの評価額が減価し、当ファンドの基準価額の変動および分配金に影響を与える要因となります。また外貨建資産への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因による影響を受けて損失を被る可能性もあります。

#### ●金利リスク

一般的に金利が上昇すると債券の価格は下落します。当ファンドは、債券に投資をしますので、金利変動により基準価額が上下します。

#### ●信用リスク

信用リスクとは、公社債および短期金融商品の発行者が、経営不振、その他の理由により利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる(債務不履行)リスクをいいます。一般に債務不履行が生じた場合またはそれが予想される場合には、当該公社債等の価格は下落(価格がゼロになることもあります。)し、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。

### 分配金に関する留意点

- ・収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことで、受益者毎に異なります。
- ・分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

### その他の留意点

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ・当ファンドはベンチマークを採用しておりますが、ベンチマークは市場の構造変化等の影響により今後見直す場合があります。また、当ファンドの運用成果は、ベンチマークを上回ることも下回ることもあり、ベンチマークに対して一定の運用成果をあげることを保証するものではありません。

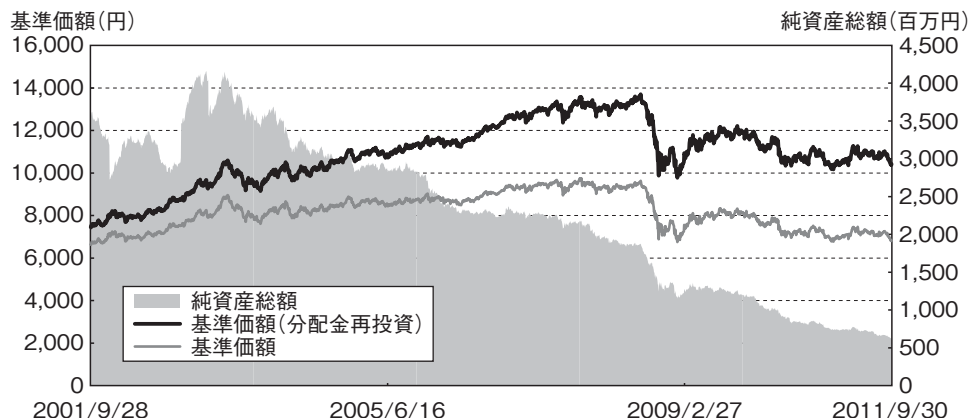
### リスクの管理体制

委託会社では、運用パフォーマンス評価を運用部門から独立したリスク管理グループが月次で対象ファンドについて分析を行い、結果を「経営会議」に報告します。また、「経営会議」において運用パフォーマンス評価方法の協議も行い、適宜見直しを行います。

運用リスク管理は、リスク管理グループがリスクを把握、管理し、運用部門への是正指示を行うなど、適切な管理を行います。また運用リスク管理の結果については月次で「リスク管理委員会」に報告致します。

#### 基準価額・純資産の推移

《2001年9月28日～2011年9月30日》



※基準価額(分配金再投資)は、設定当初の投資元本10,000円に設定来の税引前分配金を再投資したものと計算しておりますので、実際の基準価額とは異なります。(設定日:1998年9月30日)  
 ※基準価額は信託報酬控除後です。

#### 分配の推移(税引前)

第48期(2010.09.27)	35円
第49期(2010.12.27)	35円
第50期(2011.03.28)	35円
第51期(2011.06.27)	35円
第52期(2011.09.26)	35円
直近1年間累計	140円
設定来累計	3,321円

(注) 分配金は1万口当たりです。

#### 主要な資産の状況

(注) 投資比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

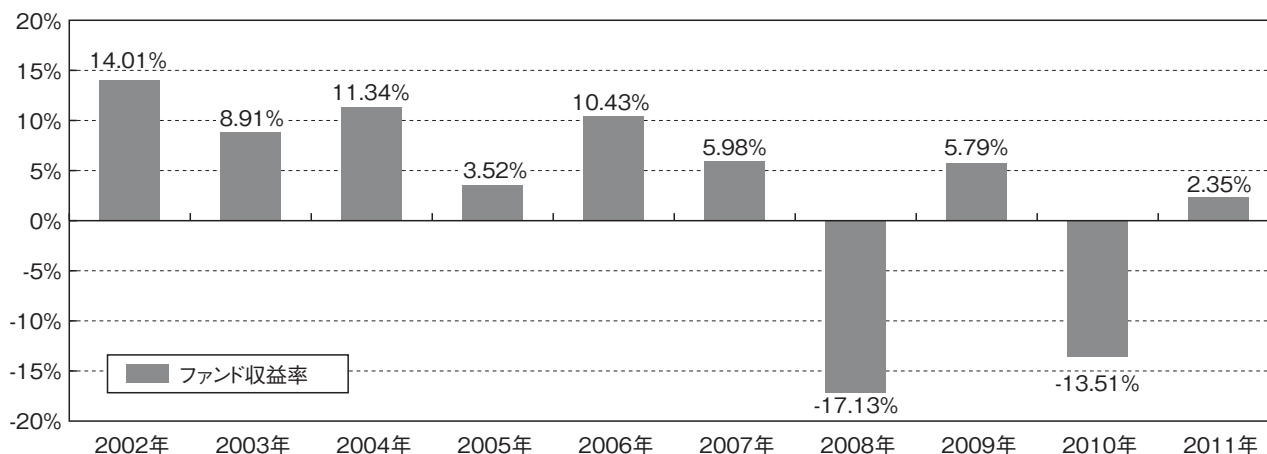
##### ポートフォリオの状況

資産の種類	国名	投資比率(%)
国債証券	ドイツ	52.15
	フランス	20.54
	フィンランド	9.16
	スペイン	5.04
	オランダ	4.81
	その他	3.91
	小計	95.61
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)		4.39
合計(純資産総額)		100.00

##### 組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国名	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
1	DEUTSCHLAND 4.25 07/04/14	国債証券	ドイツ	4.25	2014/7/4	13.28
2	FRANCE OAT 8.25 04/25/22	国債証券	フランス	8.25	2022/4/25	9.88
3	DEUTSCHLAND 3.25 01/04/20	国債証券	ドイツ	3.25	2020/1/4	9.62
4	BUNDESUBL 2.5 02/27/15	国債証券	ドイツ	2.50	2015/2/27	9.29
5	FINLAND 4.25 07/04/15	国債証券	フィンランド	4.25	2015/7/4	9.16
6	DEUTSCHLAND 5.5 01/04/31	国債証券	ドイツ	5.50	2031/1/4	8.17
7	FRANCE OAT 3.75 04/25/17	国債証券	フランス	3.75	2017/4/25	5.99
8	DEUTSCHLAND 4.0 01/04/18	国債証券	ドイツ	4.00	2018/1/4	5.75
9	SPAIN 4.2 07/30/13	国債証券	スペイン	4.20	2013/7/30	5.04
10	NETHERLANDS 5.0 07/15/12	国債証券	オランダ	5.00	2012/7/15	4.81

#### 年間収益率の推移



※当ファンドの収益率は、税引前の分配金を再投資したものと算出しております。  
 ※当ファンドの収益率は、暦年ベースで表示しています。但し、2011年については年初から基準日までの収益率を表示しています。

○掲載データ等はいくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。  
 ○委託会社ホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

## 4. 手続・手数料等

### お申込みメモ

購入単位	各販売会社が定める単位(当初元本:1口=1円)
購入価額	お申込日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに購入代金を販売会社に支払うものとします。
換金単位	各販売会社が定める単位
換金価額	換金のお申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。
換金代金	原則として換金のお申込日より起算して5営業日目から支払います。
申込締切時間	原則として販売会社の毎営業日の午後3時までとします。
購入の申込期間	2011年12月27日～2012年12月26日 ※ロンドンの銀行、フランクフルトの銀行、パリの銀行のいずれかの休業日に該当する日(以下「海外休業日」といいます。)には、お申込みの受付を行いません。 ※上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。 海外休業日には、換金のお申込みの受付を行いません。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。
信託期間	無期限です。(設定日:1998年9月30日)
繰上償還	次のいずれかに該当する場合等には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了する場合があります。 ①受益権口数が10億口を下回ることとなった場合。 ②受益者のために有利であると認めるとき。 ③やむを得ない事情が発生したとき。
決算日	原則として3月26日、6月26日、9月26日および12月26日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年4回、毎決算日に、収益分配方針に基づき、収益分配を行います。 ※「分配金受取コース」の場合、決算日から起算して原則として5営業日までにお支払いを開始します。 ※「分配金再投資コース」の場合、税引後、無手数料で自動的に全額が再投資されます。
信託金の限度額	2,000億円とします。
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年3月、9月のファンドの決算時および償還時に運用報告書を作成し、あらかじめ届出を受けた住所に販売会社よりお届けいたします。 ※委託会社のホームページにおいても開示しております。(URL <a href="http://www.diam.co.jp/">http://www.diam.co.jp/</a> )
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 ※益金不算入制度、配当控除の適用はありません。
基準価額の照会方法	基準価額は、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせいただくか、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」の欄をご参照ください。 (委託会社の略称:DIAM、当ファンドの略称:ユーロB)

## 4. 手続・手数料等

### ファンドの費用・税金

#### ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用					
購入時手数料	購入価額に、 <u>2.1% (税抜2.0%)</u> を上限として各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額をご購入時にご負担いただきます。 ※詳しくは販売会社にお問い合わせください。				
信託財産留保額	<u>換金のお申込日の翌営業日の基準価額に0.2%</u> の率を乗じて得た額を、ご換金時にご負担いただきます。				
投資者が信託財産で間接的に負担する費用					
運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対して <u>年1.05% (税抜1.0%)</u> の率を乗じて得た額とします。また、運用管理費用(信託報酬)の配分は下記の通りとします。ファンドの運用管理費用(信託報酬)は、日々の基準価額に反映され、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。				
	時期	項目	費用		
	毎日	信託報酬	総額	信託財産の純資産総額に対して 年率1.05% (税抜1.0%)	
			配分	委託会社	年率0.5250% (税抜0.500%)
				販売会社	年率0.4725% (税抜0.450%)
受託会社	年率0.0525% (税抜0.050%)				
※委託会社の報酬の中には純資産総額に対し年率0.25%の投資顧問報酬(DIAM International Ltd への報酬)が含まれております。					
その他費用・手数料	組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託事務の諸費用、監査費用、外国での資産の保管等に要する諸費用等がお客様の保有期間中、その都度かかります。 ※これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。				

※当該費用の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および受益者の保有期間等により異なるため、事前に記載することができません。

#### 税金

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して10%

※税金は表に記載の時期に適用されます。

※上記の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

※上記は、2011年9月末現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。